

第 1 回 決算特別委員会会議記録

日 時 令和 4 年 9 月 5 日 (月曜日)
場 所 水戸市議会 第 1 ・ 第 2 委員会室

午前 1 1 時 2 1 分 開会
午後 零 時 2 6 分 散会

付託事件

一般会計及び特別会計決算に関する事項

1 本日の会議に付した事件

(1) 委員長の互選について

(2) 副委員長の互選について

2 出席委員 (12名)

委員長	飯田正美君	副委員長	鈴木宣子君
委員	滑川友理君	委員	土田記代美君
委員	中庭次男君	委員	佐藤昭雄君
委員	田口文明君	委員	袴塚孝雄君
委員	五十嵐博君	委員	安藏栄君
委員	田口米蔵君	委員	福島辰三君

3 欠席委員 (なし)

4 委員外議員出席者 (1名)

議長 須田浩和君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君	副市長	秋葉宗志君
市長公室長	小田木健治君	総務部長	園部孝雄君
財務部長	白田敏範君	市民協働部長	川上幸一君
生活環境部長	佐藤則行君	福祉部長兼福祉事務所長	横須賀好洋君
こども部長兼福祉事務所担当所長	柴崎佳子君	保健医療部長	大曾根明子君
産業経済部長	長谷川昌人君	建設部長	大和直文君
都市計画部長	加藤久人君	会計管理者兼会計課長	小田木義弘君
消防局長	大内康弘君	消防次長	勝村俊則君

教 育 長 志 田 晴 美 君 教 育 部 長 三 宅 修 君

選挙管理委員会
事務局長 外 岡 淳 一 君 監 査 委 員 長 和 田 隆 君

農業委員会
事務局長 横 山 英 雄 君 財 政 課 長 佐 藤 直 明 君

6 事務局職員出席者

事 務 局 長 天 野 純 一 君 総 務 課 長 加 藤 清 文 君

議 事 課 長 大 嶋 実 君 議 事 係 長 武 井 俊 夫 君

書 記 檜 原 和 則 君 書 記 島 田 祐 輔 君

午前11時21分 開会

○須田議長 引き続き、お疲れさまでございます。

本日は最初の委員会でございますので、初めに、正副委員長の互選をお願いし、委員会を進めていただきたいと存じます。

それでは、年長の委員の方に臨時に委員長の職務をお執りいただき、まず、委員長を選出していただきたいと存じます。

出席委員中、年長の方は福島辰三委員でございますので、よろしく願いいたします。

〔臨時委員長 福島辰三君委員長席に着く〕

○福島臨時委員長 それでは、年長のゆえをもって、暫時、臨時委員長を務めさせていただきます。

定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

委員長の互選

○福島臨時委員長 それでは、委員長の互選を行いたいと思いますが、どのような方法で行うのがよろしいか、お諮りいたします。

袴塚委員。

○袴塚委員 私は、円満な委員会運営のためにも、指名推選をお願いをさせていただきたいと思います。

○福島臨時委員長 ただいま袴塚委員より、指名推選という御意見が出ましたが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福島臨時委員長 御異議なしと認め、指名推選といたします。

それでは、推選する方の氏名を袴塚委員から御発言願います。

○袴塚委員 私は、これまで長きにわたり議会経験豊富な飯田正美委員を委員長として推選させていただきたいと思います。

○福島臨時委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福島臨時委員長 ないようでございますので、ただいま飯田委員が委員長に指名されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福島臨時委員長 では、満場一致で、飯田委員が指名推選されましたので、飯田委員長と交代いたします。

〔臨時委員長 福島辰三君退席、委員長 飯田正美君委員長席に着く〕

委員長 飯田正美君就任挨拶

○飯田委員長 ただいま委員長に選出されました飯田正美でございます。

何分、不慣れでございますが、委員の皆様方の御協力をいただきまして、委員長としての職を務めてまいりたいと存じますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

副委員長の互選

○飯田委員長 それでは、次に、副委員長の互選を行いたいと思いますが、どのような方法で行うか、お諮りいたします。

袴塚委員。

○袴塚委員 委員長の選出と同じように、指名推選でお願いをいたしたいと思います。

○飯田委員長 ただいま袴塚委員から発言がありましたように、指名推選の方法により行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認めます。

それでは、ただいま発言されました袴塚委員から推選する方の氏名を発表していただくことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 それでは、袴塚委員から推選する方の氏名を発表願います。

○袴塚委員 私は、委員長と同じく、経験豊富な鈴木宣子委員を副委員長として御推選申し上げたいと思います。

○飯田委員長 ただいま袴塚委員から鈴木委員を副委員長に推選されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、鈴木委員が副委員長に当選されました。

ただいま当選されました鈴木副委員長から、就任の御挨拶をお願いいたします。

〔副委員長 鈴木宣子君副委員長席に着く〕

副委員長 鈴木宣子君就任挨拶

○鈴木副委員長 ただいま副委員長に選任されました鈴木宣子でございます。

微力ではございますが、委員長の補佐役として、円満な委員会の運営に尽くしてまいりますので、委員の皆様方の御協力のほどよろしくお願いいたします。

委員会の審査日程について

○飯田委員長 初めに、委員会の審査日程について、お諮りいたします。委員会の審査日程につきましては、本日を含めまして4日間となっております。前例に倣いますと、本日、執行部から決算の概要説明をいただき、20日、21日につきましては、持ち時間制で通告による質疑を行い、22日に総括的な御意見を伺った後、採決を行っているところでございます。

今年度の認定審査につきましても、このような進め方にいたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

〔「ただ、委員長、ちょっと」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 福島委員。

○福島委員 ただいま質問に対し、委員長からお諮りいただきましたが、関連質問の場合はどのように取り扱うか、御協議をお願いします。

○飯田委員長 後ほど協議をしようと思っておりましたが。

○福島委員 ああ、そう、はい。

○飯田委員長 それでは、発言の通告等につきましては、決算の概要説明の後、改めて御協議いただきたいと存じますので、御了承願います。

議案説明

○飯田委員長 それでは、認定第1号 令和3年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定については、いまだ当特別委員会に付託されておりませんが、執行部より議案の説明を願います。

○白田財務部長 認定第1号 令和3年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定については、一般会計と10の特別会計の決算につきまして、地方自治法の規定に基づき監査委員の審査意見をつけて認定に付するものでございます。

では、これより説明のほうに入らせていただきます。

説明につきましては、議案書⑤の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書により説明させていただきます。

まず、一般会計の歳入から説明させていただきます。

議案書⑤の2ページ、3ページをお開き願います。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 はい。福島委員。

○福島委員 説明ですが、決算でございますので、全部それぞれの常任委員会で十分審議等をやってきているので、説明は重要なことだけで簡潔をお願いします。

○白田財務部長 では、歳入のほうからやらせていただきます。

主なものとしましては、収入率のほうを中心に説明させていただきます。

2ページ、3ページ、1款市税につきましては、1項2目の法人市民税が見込みを上回ったことなどによりまして、予算に対する収入率は102.6%となっております。

なお、調定額に対する収納率は97.6%でありまして、前年度の96.6%から1%改善しております。

各項ごとの収入率について説明いたします。

1項市民税が104.4%、2項固定資産税が100.5%、3項軽自動車税が100.2%、4項市たばこ税が104.4%、5項入湯税が208.5%、ページを返していただきまして、4ページ、5ページの6項都市計画税が99.5%。

2款以降につきましては、款ごとの収入率を説明してまいります。

2 款地方譲与税が 1 0 8 . 0 % , 3 款利子割交付金は 8 9 . 2 % , 4 款配当割交付金は 1 5 3 . 0 % となっております。

ページを返していただきまして、6 ページ、7 ページをお開き願います。

5 款株式等譲渡所得割交付金は 1 7 3 . 8 % となっており、6 款法人事業税交付金は 1 3 3 . 3 % , 7 款地方消費税交付金は 1 0 8 . 5 % , 8 款ゴルフ場利用税交付金は 1 1 5 . 8 % , 9 款環境性能割交付金は 1 6 5 . 4 % , 1 0 款国有提供施設等所在市町村助成交付金は 8 6 . 3 % となっております。

ページを返していただきまして、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

1 1 款地方特例交付金は 1 0 6 . 6 % , 1 2 款地方交付税は 9 9 . 1 % , 1 3 款交通安全対策特別交付金は 9 3 . 9 % , 1 4 款分担金及び負担金は 8 5 . 8 % となっております。

1 2 ページ、1 3 ページにお進みください。

中段の 1 5 款使用料及び手数料は収入率 9 2 . 0 % となっております。

2 4 ページ、2 5 ページへお進みください。

中段にございます 1 6 款国庫支出金は収入率 8 9 . 2 % となっております。

なお、令和 4 年度へ約 5 3 億円を繰り越してありまして、この額を加えた実質的な収入率は 1 0 1 . 6 % でございます。

3 8 ページ、3 9 ページにお進みください。

1 7 款県支出金でございます。収入率 8 9 . 0 % となっております。

なお、こちらにつきましても、令和 4 年度へ約 8 億円繰り越してありまして、この額を加えました実質的な収入率は 9 6 . 8 % でございます。

4 8 ページ、4 9 ページをお願いいたします。

1 8 款財産収入でございます。次のページの 2 項の財産売払収入の見込みを下回ったことなどによりまして、収入率は 5 6 . 1 % となっております。

5 2 ページ、5 3 ページをお願いいたします。

1 9 款寄附金は収入率 7 9 . 4 % となっております。

2 0 款繰入金につきましては、令和 3 年度の決算状況を踏まえまして、1 項 1 目の財政調整基金からの繰入れを全額取りやめたことから、収入率は 1 2 . 7 % となっております。

ページを返していただきまして、5 4 ページ、5 5 ページをお願いいたします。

2 1 款繰越金は収入率 1 1 5 . 6 % , 2 2 款諸収入は 9 7 . 2 % となっております。

恐れ入りますが、6 6 ページ、6 7 ページまでお進み願います。

2 3 款市債でございます。市債につきましては、収入率 7 5 . 7 % となっております。

なお、令和 4 年度へ約 5 1 億円を繰り越してありまして、これを加えました実質的な収入率は 9 7 . 1 % となります。

7 0 ページ、7 1 ページまでお進みください。

最下段の歳入の合計になります。予算現額 1, 5 2 0 億 6, 4 9 2 万 5, 9 7 6 円に対しまして、調定額は 1, 4 2 8 億 7, 8 1 4 万 5, 3 5 0 円、収入済額は 1, 4 0 9 億 2, 7 3 9 万 9, 3 3 7 円となりまして、収入

率は92.7%となりました。また、不納欠損額は1億5,895万2,739円、収入未済額は17億9,179万3,274円であります。

歳入の説明につきましては、以上でございます。

○天野議会事務局長 続きまして、歳出でございます。

まず、議案書⑤の72,73ページをお願いいたします。

第1款第1項第1目議会費につきましては、執行率95.4%となっております。主な内容につきましては、議員報酬、議会事務局職員の人件費、議会活動経費などでございます。

○園部総務部長 続きまして、74,75ページをお願いいたします。

2款総務費につきましては、執行率は95.2%、1項総務管理費につきましては、執行率は95.7%となっております。1目一般管理費につきましては、特別職及び一般管理事業に従事する職員の給与費、総務事務や契約事務関係経費などでございます。

76,77ページ、2目財政管理費につきましては、議案作成や予算事務費のほか、財政調整基金等への積立金でございます。4目財産管理費につきましては、庁舎管理、土地管理、公共用地先行取得事業会計繰出金などでございます。

80,81ページをお願いいたします。

7目情報システム管理費につきましては、基幹業務システム経費、情報化推進経費などでございます。

84,85ページ、11目市民センター費につきましては、千波市民センター移転改築工事のほか、各市民センターの運営費でございます。

90,91ページ、最下段になりますが、17目芸術館費につきましては、水戸芸術館の指定管理委託料及び運営補助金などでございます。

92,93ページの下段、19目市民会館費につきましては、新市民会館の保留床取得費などでございます。

96,97ページ、22目水戸黄門ふるさと寄附金費につきましては、寄附金の積立て及び報奨金などでございます。

○白田財務部長 98ページ、99ページをお願いいたします。

2項徴税費につきましては、執行率は95.2%で、執行内容の主なものにつきましては、市税の賦課徴収に係る人件費及び事務経費であります。

○園部総務部長 100,101ページをお開き願います。

3項戸籍住民基本台帳費につきましては、執行率86.1%となっております。戸籍住民基本台帳に係る事務費、職員給与費などがございます。

○外岡選挙管理委員会事務局長 続きまして、102,103ページをお開き願います。

4項選挙費につきましては、執行率89.6%となっております。執行内容の主なものにつきましては、3目諸選挙費において衆議院議員総選挙及び県知事選挙に要した経費でございます。

○小田木市長公室長 続きまして、104ページ、105ページの5項統計調査費につきましては、執行率は85.2%となっており、主なものにつきましては、統計事務に従事する職員及び統計調査員の人件費等

でございます。

○和田監査委員事務局長 106, 107ページをお開きください。

6項監査委員費につきましては、執行率は98.3%となっており、執行内容の主なものにつきましては、監査委員及び事務局職員の人件費等でございます。

○横須賀福祉部長兼福祉事務所長 続きまして、108, 109ページをお開き願います。

3款民生費につきましては、執行率91.6%となっております。1項社会福祉費につきましては、執行率は89.9%となっております。執行内容の主なものにつきましては、110, 111ページをお開きいただき、2目障害福祉費において各種障害福祉サービス等提供に要した経費、112, 113ページをお開きいただき、3目高齢福祉費において在宅高齢者の生活支援や、いきいき交流センターの管理運営に要した経費、116, 117ページをお開きいただき、7目後期高齢者医療費において茨城県後期高齢者医療広域連合への負担金等を執行したものでございます。

○柴崎子ども部長兼福祉事務所担当所長 続きまして、2項児童福祉費につきましては、執行率91.8%となっております。執行内容の主なものにつきましては、1目児童福祉総務費において子育て世帯臨時特別給付金の支給、子育て支援・多世代交流センター及び子ども発達支援センターの管理運営に要した経費、118, 119ページをお開きいただきまして、2目児童扶助費において児童手当、児童扶養手当の支給に係る経費、3目保育所費において保育所等の運営に係る経費、120, 121ページをお開きいただきまして、4目放課後児童費において放課後児童健全育成事業に係る経費を執行したものでございます。

○横須賀福祉部長兼福祉事務所長 続きまして、124, 125ページをお開き願います。

3項生活保護費につきましては、執行率95.7%となっております。執行内容の主なものにつきましては、126, 127ページをお開きいただき、2目生活保護扶助費において被保護者に対する扶助費を執行したものであります。

続きまして、4項災害救助費につきましては、執行率は44.3%となっております。執行内容の主なものにつきましては、1目災害救助費において令和元年台風第19号の被災者に対する住宅支援や火事などの被災者に対する災害見舞金などを執行したものであります。

○大曾根保健医療部長 続きまして、同じく126, 127ページでございます。

第4款衛生費につきましては、執行率は94.3%となっております。第1項保健所費につきましては、執行率は92.3%となっております。執行内容の主なものとしたしまして、1目保健所管理費につきましては、保健所の職員給与費及び運営費などでございます。

128, 129ページでございます。

2目医薬費につきましては、公的病院等の支援に係る経費、130, 131ページ、4目母子保健費につきましては、妊婦健康診査に係る経費、132, 133ページをお開きいただきまして、5目健康増進費につきましては、各種健康診査に係る経費、6目保健予防費につきましては、各種予防接種に係る経費及び新型コロナウイルス感染症対応に係る経費などを執行したものでございます。

○佐藤生活環境部長 136, 137ページをお開き願います。

第2項墓園斎場費につきましては、執行率は98.5%となっております。執行内容の主なものにつま

しては、第1目墓園埋葬費におきまして公園墓地の維持管理に係る経費のほか、138、139ページの第2目斎場費におきまして斎場の運営管理に係る経費を執行したものでございます。

続きまして、140、141ページをお開き願います。

第3項清掃費につきましては、執行率は96.3%となっております。執行内容の主なものにつきましては、142、143ページの第2目塵芥処理費におきまして、ごみの収集運搬、処理に係る経費のほか、144、145ページの第3目し尿処理費におきまして、し尿の収集運搬、処理に係る経費を執行したものであります。

○白田財務部長 148ページ、149ページをお開き願います。

上段の4項上水道費につきましては、水道事業会計への繰出金であり、執行率は89.3%であります。

○長谷川産業経済部長 続きまして、同ページの5款労働費、1項労働諸費につきましては、執行率は88.2%となっております。主なものにつきましては、水戸市勤労者福祉サービスセンターに対する補助のほか、企業ガイド特設サイトの作成など、就労支援事業を執行したものであります。

下の段、6款農林水産業費につきましては、執行率は73.0%となっております。1項農業費につきましては、執行率は72.6%となっており、主なものにつきましては、152、153ページにまいりまして、3目農業振興費につきまして、農地中間管理機構、農地集積協力事業のほか、青年就農支援事業や学校給食における地場農産物の活用促進事業等を執行したものであります。

154、155ページにまいりまして、5目農地費につきましては、排水路の整備、県営土地改良事業に対する負担金など、農業基盤整備に要する経費として執行したものであります。

156、157ページにまいりまして、8目水田農業対策費につきましては、米の経営所得安定対策事業等を執行したものであります。

158、159ページにまいりまして、2項林業費につきましては、執行率は98.1%となっており、主なものにつきましては、市有林の管理等に要する経費を執行したものであります。3項水産業費につきましては、執行率は100%となっており、執行内容は、漁業組合に対する補助を執行したものであります。

続いて、7款1項商工費につきましては、執行率79.2%となっております。主なものにつきましては、160、161ページにまいりまして、2目商工業振興費として、中小企業等を対象とした市制度融資における利子補給や商店街の活性化、創業支援、企業立地促進補助等のほか、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策として各種支援金等を執行したものであります。

162、163ページにまいりまして、3目観光費につきましては、弘道館・水戸城跡周辺地区の魅力づくりのほか、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策として、観光関連事業者に対する事業継続の支援等を執行したものであります。

○大和建設部長 同ページ、第8款土木費につきましては、執行率73.4%となっております。1項土木管理費につきましては、執行率96.8%となっておりまして、1目土木総務費、ページを返していただきまして、164、165ページの2目建築指導費、ともに職員給与費が主なものとなっております。

次に、166、167ページをお開きください。

2項道路橋りょう費につきましては、執行率74.2%となっております。主な内容でございますが、

1目道路橋りょう総務費につきましては、道路管理事務に関する職員給与等でございます。

ページを返していただきまして、168、169ページをお開きください。

2目道路橋りょう維持費は、舗装道路の維持補修及び橋梁の定期点検を行ったものでございます。

3目道路新設改良費は、道路新設改良事業や狭あい道路整備事業、側溝新設改良事業を行ったものでございます。

ページを返していただきまして、170、171ページをお開きください。

4目交通安全施設整備費につきましては、常澄8-2203号線をはじめ、通学路の整備等、交通安全対策を行ったものでございます。

ページを返していただきまして、172、173ページをお開きください。

5目橋りょう新設改良費につきましては、水門橋ほか3橋の橋りょう長寿命化修繕工事を行ったものでございます。

続きまして、3項河川費につきましては、執行率78.8%となっております。1目河川総務費につきましては、河川行政に要する職員給与費等でございます。

ページを返していただきまして、174、175ページをお開きください。

2目排水路費につきましては、酒門町をはじめとした排水路の整備を行ったものでございます。3目河川改良費につきましては、普通河川のしゅんせつ事業を行ったものでございます。

○加藤都市計画部長 続きまして、同ページでございますが、4項都市計画費につきましては、執行率は71.9%でございます。

176、177ページをお開き願います。

主な執行内容につきましては、1目都市計画総務費で、水戸協同病院周辺の道路整備のほか、泉町1丁目北地区市街地再開発事業補助金及び内原駅橋上駅舎建設負担金等でございます。

178、179ページをお開き願います。

4目街路整備事業費では、都市計画道路3・3・16号梅香下千波線をはじめ、各都市計画道路の整備でございます。

180、181ページをお開き願います。

6目公園費では、(仮称)東部公園の整備のほか、千波湖園路整備事業に係る工事費等でございます。

続きまして、184、185ページをお開き願います。

5項住宅費につきましては、執行率85.5%でございます。主な執行内容でございますが、2目住宅建設費では、河和田住宅や桜が丘住宅における長寿命化型改修工事を進めたものでございます。

○勝村消防次長 続きまして、消防費について御説明いたします。

186、187ページをお開き願います。

9款消防費、1項消防費につきましては、執行率86.6%となっております。執行内容の主なものでございますが、188、189ページ上段までの1項1目常備消防費におきましては、職員給与費、消防救助並びに救急業務に係る経費、茨城消防救急無線・指令センターの運営に係る経費を執行したものでございます。

188, 189ページをお開き願います。

下段から190ページ, 191ページ上段までの3目消防施設費におきましては, 南消防署移転改築事業に係る経費のほか, 高規格救急自動車等の購入に要する経費を執行したものでございます。

○三宅教育部長 続きまして, 同じページ, 第10款教育費につきましては, 執行率は83.1%となっております。1項教育総務費につきましては, 執行率95.6%となっております。執行内容の主なものにつきましては, 194, 195ページをお開きいただき, 3目総合教育研究所費において, 水戸スタイルの教育の推進に要した経費などでございます。

ページを返していただき, 196, 197ページをお開き願います。

2項小学校費につきましては, 執行率73.4%となっております。執行内容の主なものにつきましては, 198, 199ページをお開きいただき, 3目小学校建設費において, 笠原小学校及び吉沢小学校校舎の増築, 吉田小学校, 酒門小学校及び渡里小学校校舎の長寿命化改良事業の実施に要した経費などでございます。

次に, 同じページ, 3項中学校費につきましては, 執行率87.9%となっております。執行内容の主なものにつきましては, 202, 203ページをお開きいただき, 3目中学校建設費において, 赤塚中学校トイレ大規模改良工事に要した経費などでございます。

○柴崎こども部長兼福祉事務所担当所長 続きまして, 同ページ, 4項幼稚園費につきましては, 執行率94.8%となっております。執行内容の主なものにつきましては, 204, 205ページをお開きいただきまして, 3目私立幼稚園費において, 私立幼稚園等の運営に係る経費を執行したものでございます。

○三宅教育部長 続きまして, 同じページ, 5項社会教育費につきましては, 執行率96.6%となっております。執行内容の主なものにつきましては, ページを返していただき, 206, 207ページ, 2目図書館費において, 指定管理者による図書館運営に要した経費などでございます。

○川上市民協働部長 216, 217ページをお願いいたします。

第6項保健体育費の執行率は88.7%であり, 主なものにつきましては, 218, 219ページの2目体育施設費において, 各種スポーツ施設の運営経費, また, 3目学校給食共同調理場費において, 共同調理場の運営経費をそれぞれ執行したものでございます。

○白田財務部長 220, 221ページをお開き願います。

11款災害復旧費でございます。災害復旧費につきましては, 執行はありませんでした。

12款公債費につきましては, 市債の償還元金と利子などでありまして, 執行率は98.8%であります。ページを返していただきまして, 222ページ, 223ページをお開き願います。

13款予備費につきましては, 当初予算1億円から新型コロナウイルス感染症対応などに5,529万532円を流用したところであります。

最下段の歳出合計でございますが, 予算現額1,520億6,492万5,976円に対し, 支出済額は1,341億2,362万3,378円, 執行率は88.2%となっております。また, 翌年度繰越額は継続費, 繰越明許費, 事故繰越の合計で119億7,003万373円でありまして, この額を加えました実質的な執行率は96.1%となり, 不用額は59億7,127万2,225円となりました。

一般会計の決算の説明につきましては, 以上でございます。

○大曾根保健医療部長 ここから各特別会計につきまして、御説明いたします。

初めに、226ページからの国民健康保険会計について、御説明を申し上げます。

本会計の歳入総額につきましては、232、233ページをお開きください。

最下段に記載のとおり、国保会計の歳入総額は234億5,862万3,772円、予算に対する収入率は104.8%となっております。主なものは、第1款国民健康保険税、第4款県支出金でございます。

次に、歳出でございます。

244、245ページをお開き願ひまして、歳出総額につきましては、最下段に記載のとおり218億2,410万2,548円、執行率は97.5%となっており、主なものは、第2款保険給付費、第3款国民健康保険事業費納付金でございます。

○長谷川産業経済部長 248、249ページをお開き願ひます。

公設地方卸売市場事業会計の決算につきまして、御説明いたします。

本会計は、250、251ページ下段のとおり、収入済額が15億4,797万9,384円で、予算に対する収入率は118.1%となっており、主なものは、1款の市場使用料や施設使用料、4款の繰越金であります。

254、255ページにまいりまして、支出済額は8億9,841万2,274円で、予算に対する執行率は68.6%となっており、主なものは、市場の管理運営に要する経費のほか、市場の再整備に要する経費を執行したものであります。

続きまして、258、259ページをお開き願ひます。

駐車場事業会計の決算につきまして、本会計は、収入済額が6億5,469万6,039円で、予算に対する収入率は83.7%となっており、主なものは、1款の赤塚駅北口駐車場使用料、2款の(仮称)水戸芸術館東地区駐車場整備に係る国庫補助金であります。

続いて、262、263ページをお開き願ひます。

支出済額は、下段のとおり6億3,707万1,967円で、予算に対する執行率は81.5%となっており、主なものは、260、261ページのとおり、赤塚駅北口駐車場の管理運営に要する経費、駐車場整備に係る経費に執行したものでございます。

○白田財務部長 続きまして、266ページ、267ページをお開き願ひます。

農業集落排水事業会計の決算につきましては、公営企業会計決算特別委員会に出席しております下水道部長に代わりまして、私のほうから説明させていただきます。

本会計は、268、269ページの最下段の歳入合計欄のとおり、収入済額は7億6,107万7,789円で、予算に対する収入率は95.4%となっております。歳入の主なものは、2款1項の農業集落排水処理施設使用料、5款1項の一般会計繰入金であります。

272ページ、273ページをお開き願ひます。

最下段の歳出合計欄のとおり、支出済額は7億2,670万6,128円で、予算に対する執行率は91.1%となっております。歳出の主なものは、農業集落排水処理施設の維持管理に要する経費のほか、地方公営企業法の全部適用に向けた準備経費、市債の償還金であります。

農業集落排水事業会計の決算については以上です。

○加藤都市計画部長 続きまして、東前第二土地区画整理事業会計について、御説明いたします。

恐れ入りますが、278、279ページをお開き願います。

収入済額は2億2,608万7,543円、予算に対する収入率は69.5%となっており、主なものは、1款1項の保留地売払収入及び3款1項の前年度剰余繰越金でございます。

また、支出済額でございますが、282、283ページをお開き願います。

最下段のとおり、1億3,161万2,264円、執行率は40.5%となっており、主なものは、各道路築造や上水道工事委託でございます。

○園部総務部長 286、287ページをお開き願います。

公共用地先行取得事業会計につきましては、収入済額は1億9,878万8,661円、収入率は99.9%であります。公債費に対する一般会計繰入金でございます。

また、288、289ページ、支出済額は1億9,878万8,661円、執行率は99.9%であり、新ごみ処理施設用地等の先行取得事業の市債に係る元利償還金でございます。

○横須賀福祉部長兼福祉事務所長 続きまして、介護保険会計について、御説明いたします。

300、301ページをお開き願います。

本会計の収入済額は、最下段記載の250億2,564万2,819円で、予算に対する収入率は101.9%となっております。主なものは、1款の保険料、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金であります。

314、315ページをお開き願います。

支出済額は237億6,112万5,906円で、執行率は96.7%となっております。主なものは、2款の保険給付費、3款地域支援事業費であります。

続きまして、介護サービス事業会計について、御説明いたします。

318、319ページをお開き願います。

本会計の収入済額は5,984万3,322円、予算に対する収入率は126.0%となっており、主なものは、1款のサービス収入であります。

320、321ページをお開き願います。

支出済額は4,338万8,263円、執行率は91.3%となっております。主なものは、1款指定介護予防支援事業費において、要支援者に対するケアマネジメントに係る経費を執行したものであります。

○大曾根保健医療部長 続きまして、後期高齢者医療会計について、御説明いたします。

326、327ページをお開きいただきたいと思います。

本会計の収入済額は、最下段に記載のとおり36億2,037万3,977円、予算に対する収入率は88.8%となっております。主なものは、第1款後期高齢者医療保険料でございます。

次に、330、331ページをお開きいただきまして、歳出総額は36億1,354万3,411円、執行率は88.6%となっており、主なものは、第2款後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

○柴崎子ども部長兼福祉事務所担当所長 続きまして、母子父子寡婦福祉資金会計について、御説明いたし

ます。

334, 335ページをお開き願います。

収入済額は1,947万7,721円、予算に対する収入率は139.1%となっております。主なものは、3款諸収入の貸付金に係る元利収入でございます。

336, 337ページをお開き願います。

支出済額は106万7,860円、執行率は7.6%となっており、主なものは、1款母子父子寡婦福祉資金費において、システムの保守点検や福祉資金の貸付けに係る経費を執行したものでございます。

○小田木会計管理者兼会計課長 続きまして、340ページをお開きください。

このページからは、一般会計と特別会計の実質収支に関する調書でございます。

一般会計につきましては、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越す財源となる継続費繰次繰越額等を差し引いた実質収支額は60億3,401万8,000円でございます。

次ページの国民健康保険会計から、350ページの母子父子寡婦福祉資金会計までの10の特別会計の実質収支に関する調書につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

○園部総務部長 続きまして、財産に関する調書について、御説明いたします。

352, 353ページをお開き願います。

公有財産のうち、(1)土地及び建物につきましては、まず、土地の決算年度末現在高は最下段、合計746万363.32平米で、前年度末より4万3,833.60平米の減となっております。建物の延べ面積は、木造及び非木造をあわせ、合計97万5,650.77平米で、前年度末より1万1,881.44平米の増となっております。

354ページをお開き願います。

(2)山林につきましては、面積22万2,911平米で、増減はございません。

(3)動産につきましては、該当するものはございません。

(4)物権は、地上権で1,438平米減の11万4,993.97平米。

(5)無体財産権は、著作権1件、商標権7件で、増減はございません。

(6)有価証券は、株券が4,141万円で、増減はございません。

355ページを御覧ください。

(7)出資による権利につきましては、茨城県信用保証協会への損失補償寄託金の増により、年度末現在高の合計は、356ページの合計欄のとおり8億6,538万4,000円となっております。

(8)財産の信託の受益権については、該当するものはございません。

○小田木会計管理者兼会計課長 続きまして、357ページから360ページまでの物品について、御説明いたします。

所得価格が1件100万円以上の重要物品につきましては、決算年度中に移動があった物品は、区分欄に記載した132品目のうち17品目で、内訳は、増加したものが9品目、減少したものが8品目となっております。

次に、361ページを御覧ください。

債権につきましては、決算年度の翌年度以降に収入となる債権の決算年度中の増減額と年度末の現在額の状況でございます。

1行目の市民税個人現年課税分につきましては、令和3年度に賦課した特別徴収額のうち令和4年度の4月と5月に徴収する金額でございます。

以下、地域改善対策住宅新築資金等貸付金から特別障害者手当返還金までのそれぞれの債権につきましても、翌年度以降に収入となる金額でございます。

○**白田財務部長** 最後のページになります。362ページをお開き願います。

4、基金でございます。基金につきましては、財政調整基金をはじめとする18基金の合計は、令和3年度中に19億9,696万3,000円増加しまして、年度末現在高は59億8,470万3,000円となりました。特に、財政調整基金につきましては、一般会計への繰入れを取りやめたことから大幅に増加いたしました。年度末現在高は46億2,455万6,000円となっております。

下段の表、定額資金運用基金である土地開発基金の現在高は25億7,000万円でありまして、現金と不動産の内訳は記載のとおりでございます。

令和3年度決算の概要説明につきましては、以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○**飯田委員長** 以上で、執行部の説明は終わりました。

発言の通告等について

○**飯田委員長** それでは、発言通告等について、お諮りいたします。初めに、質疑時間についてでございます。

前例に倣い、通告者の1人当たりの持ち時間を、おおむね1時間とし、通告者の質疑の後に行います関連質疑の取扱いにつきましては、全ての通告を通して、委員1人当たりの持ち時間を、おおむね10分間としたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「はい、委員長」と呼ぶ者あり]

○**飯田委員長** 中庭委員。

○**中庭委員** 私はですね、これではとても時間が足りないというふうに思います。一般会計から特別会計までね、様々な会計があって、いろんな問題点もあるし、指摘しなければならない問題もありますので、1時間というのは、ちょっと足りないんじゃないかと思うんですね。ですから、ぜひですね、質問だけでも1時間というふうに、答弁時間を除いて1時間というふうにさせていただけないかというのが1点と、それから、もう一つは、関連質疑が全部あわせて10分というのはあまりにも短いと思いますので、例えば30分ぐらいにしたらどうかというふうに思います。

以上です。

○**飯田委員長** えっとですね、この特別委員会は、今日を含めて4日間ですけれども、20日、21日、22日と、あと3日間あるわけですが、1人1時間としますと、午前2時間、午後4時間を取って、1日6時間、それが2日間で12時間となるわけですね。あと、委員の方が全員1時間の通告をした場合、発言をした場合、それだけで10時間、あと関連質疑をですね、1人10分だと100分近くになりますので、

時間の配分については、やっぱりこれまでの持ち時間でやるのが妥当だと思うんですけどね。

[「はい、委員長」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 福島委員。

○福島委員 だからね、質問の通告が全員からあると委員長はみているんですか。

○飯田委員長 まあ……

○福島委員 そうじゃなくてね、決算ですから、質問者が出てね、要するに、1時間やらなきゃならないという場合は出すんですよ。しかし、関連質疑でやれるよといえね、自分と同じようなあれなら質問しますよということになって、あくまでも、基本はですよ、この一定の持ち時間内と、それで通告をまず受けてね、何人出るか分からない。しかし、オーバーすれば駄目だよ。だから、質問の通告が何人出るかと、それに関連して質問することは1人30分でいいんじゃないんですか。だから、それをオーバーすれば、もうタイムリミットだから。で、まず聞くけど、質問者は何人ぐらいを予定しているんですか。分からないでしょう。

○飯田委員長 分からないです。

○福島委員 分からないでしょうよ。だから、まずは、通告が出てみて、あとは持ち時間の範囲内でやってもらえばいいんじゃない。そう難しく考えないで。

[「これ前例は」、「前例は10分だもん」と呼ぶ者あり]

○福島委員 10分だったら、誰かの通告、1回しゃべったら、もうしゃべれなくなっちゃう。

○飯田委員長 今まで発言する方は大体40分、50分前後ですか。

○福島委員 いやいや、だから、俺が聞きたいのは、委員長ね、今、言ったとおり基本的に持ち時間があるんだよ。じゃ、通告は何人やるかということですよ。だから、通告者があっても、質問すればいいんですよ。そうすると、関連は持ち時間がなくなるわけだからね。基本的に通告者が優先されるわけですよ、持ち時間。だから、通告者が少ない場合には関連を増やしてもらいたいと、そういう意味なの。

○飯田委員長 あらかじめ通告者はですね、やっぱりおおむね1時間以内で。

○福島委員 いやいや、だから、それは決まっているよ。だから、委員長、俺が言っている意味が分からないかな。通告者は1時間と。関連はその数が少なければね、1人10分だと1回しゃべったら終わっちゃうと。そうじゃなくて、その範囲内で30分とすればね、わざわざ通告しなくても関連でやりたいと俺は思うんだよ。

[発言する者あり]

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 今までは、決算委員会の2日間の質疑の中で、実際質問しているのはね、3人とか4人とか5人ぐらいでしたよ。

[「そうだよ、そういうもんだよ」と呼ぶ者あり]

○中庭委員 だから、そういう点ではね、十分時間があるんですよ。だから、関連質問の時間で、例えば1人30分取るとかね。質問時間を1時間に限定しないで、例えば……

[「駄目だよ、基本は1時間に限定しなかったら」と呼ぶ者あり]

○中庭委員 例えば、質問だけで1時間という形にすればですね……

〔「そしたら中庭さん、2時間しゃべられちゃう」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 これは有意義な質問ができるので……

〔「駄目だよ、そんないいかげんな話じゃ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 やってきましたけれども、昔はね、制限はなかったんです。

〔「それは昔だよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 だから、そういう点ではね、やっぱり質問時間もきちんとね……

〔「40年ぐらい前だよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 取る必要があると思うんです。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今いろんな意見が出ているというふうに思いますが、一致しているのは、やっぱり個人の発言というのは、ある程度確保されるべきだということからすれば、当然ながら、ここに10人おいでになりますので、これで約10時間かかるわけですね。ですから、そういった中で、1人1時間の発言時間、こういうのは厳守していただきたい。それから、関連ですね、通告がないんだけど、中庭委員の質問がいい質問だったので、自分も質問したいと、こういう方もおいでになるだろうと思います。これらについては、これまで10分でしたけれども、なかなか10分だと1個質問すれば終わってしまうと。というようなことから、関連質問の時間を30分取っていただいて、そして、これはあくまでも関連ですから、2日間の時間が決まっていますので、それを超えない範囲の中で1人30分の関連発言を許していただくというような方法で決めていただきたいというふうに思いますが、委員長のほうでお取り計らいください。

〔「異議なし」、 「それでいいよ」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ただいま袴塚委員からお話がありましたように、通告の時間を1時間、関連質問を30分以内ということでよろしいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、発言通告の提出期限につきましては、委員長宛てに9月8日木曜日、午後5時までに提出していただくことでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 委員長、8日って言いました、今ね。そうすると、6日が、明日が一般質問の発言通告締切りでしょう。そうすると、8日となると、準備日数が1日しかないということになってしまうんですね。ですから、もう少しですね、発言通告の締切りというのをね、資料請求の締切りというのをもうちょっと延ばして、例えば月曜日までにするとか、あるいは火曜日までにするとかということが必要じゃないかと思うんですよね。で、決算委員会の質問というのは、最後でしょう。だから、そういう点では執行部も十分準備が間に合うんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○飯田委員長 これまでもですね、私の口から言っちゃいますけど、最近ずっと木曜日でしたね。この場合だと木曜日なんですけど、それで聞き取りをやったり、答弁書を作っているということで、本会議も入ってきますので、なかなか難しいので。

〔「それでいいよ、委員長が言ったとおりでいいから」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今、委員長がちょっとお話しされたようにですね、やっぱり執行部の中では、これ決算の数字の説明でございますので、様々な質問の内容に答弁しなければならない。こういうところもございますので、当然ながら調整期間が必要だということになるかと思えます。

したがって、今、委員長がおっしゃったように、8日に通告を締め切っていただいて、そして、十分にお答えを検討していただいて、しっかりした御答弁をいただきたい。こういうことがよろしいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 それでは、通告の提出期限につきましては、9月8日木曜日、午後5時までといたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 それでは、9月8日午後5時までに提出をお願いします。

次に、決算審査に係る資料の請求についてでございます。

資料の請求は、発言通告書と同様、委員長宛てに9月8日木曜日、午後5時までに提出していただくというところでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 それでは、9月8日木曜日、午後5時までに提出をお願いいたします。

なお、資料請求についてでございますが、令和2年度の当委員会の審査決定報告書におきまして、質疑内容と請求資料の整合性について精査されたいとの意見が付されております。

これを受け、昨年度の当委員会において、決算審査に伴う請求資料は、発言通告に関連する事項を対象としたことから、本年度におきましても、報告書の趣旨を十分に御理解の上、資料請求をお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「今の件について」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 何か、委員長の発言では、発言通告することしか資料請求できないということ……

〔「当たり前だろう、それ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 だけど、今まではですね……

〔「そんなばかな話」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 いろんな分野についてですね、資料請求できたんです。

〔「今までそうやっていたから、去年決めたの」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 それからですね、やっぱり決算審査の中身について制限等を加えるということは、私はね、いかななものかなと、まずいんじゃないかと思えますので、これまでどおりね、やっていただきたい。

〔「はい、委員長」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 福島委員。

○福島委員 発言通告するから資料が必要なんだよ。そうでしょう。通告しないものを資料請求、何のために請求するの。

〔「そうだ」と呼ぶ者あり〕

○福島委員 この委員会に必要なものをね、必要な質問をして、必要な資料を見て精査するというのが当たり前でしょう。それが発言通告にないやつを、むやみやたらに、あれも出せ、これも出せって、そんなばかな話は聞いていられないよ。

○飯田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これまで、今、委員長がおっしゃった意見についてはですね、委員自らが皆さんで決めて、そういうふうな形を取ろうと、こういうことに決まったわけでございますので、やはりそういった議会の意思としてですね、そういう御意見でまとめられているということがございますので、その意思是尊重して、委員長の言うとおりに進めていただきたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

次に、今後の審査の進め方について、お諮りいたします。委員会の審査日程が、本日を除き3日間となっております。

今後の審査の日程や発言通告の進め方等につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

なお、次回の委員会は9月20日火曜日、午前10時から開催させていただきます。

それでは、本日の委員会はこの程度をもちまして、散会させていただきます。

御苦労さまでした。

午後 零時26分 散会